

第31回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成26年3月26日（水）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成26年3月26日 14時05分から16時35分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 4番 新垣 直也            5番 新垣 勉
- 6番 新垣 勇            7番 安里 健一
- 8番 比嘉 盛安            9番 外間 博則
- 10番 與那嶺正敏

5. 欠席委員

- 3番 多和田眞吉    11番 花城 伸吉

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第124号 非農地証明について

議案第125号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

議案第126号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報告第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第45号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

係長 新垣 忍

主事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

これより第31回農業委員会会議（総会）を開会いたします。  
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしの声がありますので、本日26日の1日限りに決定いたします。  
議事録署名人の指名ですけれども、9番さんと10番さんになっておりますので、よろしく  
お願いいたします。  
それでは案件に入ります。議案第122号、議案第123号、議案第124号まで、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局

本日、局長のほうが3月定例議会中でありますので、局長にかわって私、新垣のほうで説明したいと思います。1ページをお願いします。

(議案第122号を議案書をもとに朗読)

議案第122号について補足説明をいたします。

1番は、譲受人が、申請地に一般住宅を建築するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1の(1)エの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

2番は、譲受人が、申請地に自己所有墓を建立するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地の周辺は、傾斜地等のため営農条件が悪く、耕作放棄された山林原野化した農地が大部分を占め、生産性の低い農地と墓が混在しており、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(カ)の(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

3番は、譲受人が、申請地を自動車修理工場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(カ)の(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

4番は、譲受人が現在営んでいる診療所が国道拡張によって移転する必要に迫られているため、新たに申請地に診療所を建設するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ヘクタール未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後も農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(オ)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替性もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

議案第122号の補足説明は以上になります。

続きまして5ページをお願いいたします。

(議案第123号を議案書をもとに朗読)

議案第123号について補足説明をいたします。

1番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数3台、農作業従事日数150日、通作時間30分及び

営農計画（作目 野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で45 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしているものと思われま

す。2番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数4台、農作業従事日数300日、通作時間8分及び営農計画（作目 野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で46 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしているものと思われま

す。3番は、譲受人が新規に農業を営営するために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数2台、農作業従事日数160日、営農計画（作目 キビ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で31 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしているものと思われま

す。4番は、借受人が新規に農業を営営するために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の保有台数5台、農作業従事日数320日、通作時間15分及び営農計画（作目 オクラ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で28 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしているものと思われま

す。議案第123号の補足説明は以上になります。

続きまして9ページお願いいたします。

（議案第124号を議案書をもとに朗読）

議案第124号について補足説明をいたします。

1番の非農地証明であります。申請地は20年以上前から畑として使用しておらず、現在も農地として使用しておりません。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当と思われま

す。2番の非農地証明であります。申請地は昭和53年に住宅が建設されており、現在も宅地として使用されております。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当と思われま

す。以上で説明を終わります。

議長（会長）	<p>提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 現 地 調 査 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>議案第122号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。4番、どうぞ。</p>
4番	<p>議案第122号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。先ほど事務局からの説明を受け、休憩をとって現場を調査いたしました。1番は周辺も宅地化が進んでいると。2番も隣地にも墓が建設されておりまして、ここも墓にしてもいいのではないかと。3番、4番、すでに山林原野化し農業ができる状態でもないと思いますので、本員としては第2種、第3種農地と認め全て許可相当としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第122号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。10番、どうぞ。</p>
10番	<p>議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございますが、提案理由について事務局から詳しい説明も受けて、休憩もとって現場調査もしたわけなんです。1番から4番まで経営規模の拡大や新規就農ということで、農作業用の機械等も3台、4台、5台とそろっているようでありまして、稼働人員も確保されているようです。また下限面積も十分にクリアしておりますので、本員は許可としたいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」の声あり</p>

議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第123号については許可といたします。</p> <p>続きまして議案第124号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。7番、どうぞ。</p>
7番	<p>この2番なんですが、非農地証明の申請の理由として、所有者はAさんなんですが、なぜ申請では非農地の事由で弟の住宅となっているのか？ どういうことですか。</p>
事務局	<p>土地の所有者はAさんになっているんですけども、住宅、建物自体は弟さんの名義になっていまして、それが昭和53年に建物の登記をされていて、それからもう30年以上ずっと建物が建ったまま、宅地のままでして、この住宅を建てた経緯というのが詳しくはわからないんですけども、非農地証明の取扱要領で、20年以上ずっと別のもの使われているということで、要件は満たしているなのでこの案件を受け付けております。</p>
7番	<p>土地所有者の弟が建てたということですか？ 土地所有者はAさん？</p>
事務局	<p>土地の名義人はAさんになっています。</p>
7番	<p>この建物所有者というのは弟さん？</p>
事務局	<p>はい。土地所有者の弟が住宅を建築し、住んでいるという形です。</p>
7番	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>もう少しわかりやすい表現を心がけたいと思います。申し訳ありませんでした。</p>
9番	<p>土地の名義は変えていないわけですね。</p>
事務局	<p>土地はそのまま、建築物の、住宅の登記上の名義は弟さんになっているということです。</p>
議長（会長）	<p>休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 休 憩 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>どたなかご意見をお願いします。9番、どうぞ。</p>
9番	<p>議案第124号 非農地証明交付申請の承認についてであります。先ほど休憩をとって、1番、2番の現場も確認しております。1番についてであります。申請地周辺は修理工場ですか、いろいろと宅地にも隣接しており、問題ないと思います。2番についてであります。復帰後、昭和53年からもう30年以上も宅地化したままで、登記地目も変更したいということですが、現況宅地で名義の変更等の問題、登記簿上の変更の問題がないということでもありますし、現在も住宅として使用されておりますので、やむを得ないと思います。</p>

	<p>したがって、本員は1番、2番、非農地として承認したいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議はございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第124号については非農地として承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第125号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第126号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>11ページをお願いします。</p> <p>（議案第125号、議案第126号を議案書をもとに朗読）</p> <p>それでは議案第125号と議案第126号についてですけれども、平成21年度から農林水産省経営局長通知で、農業委員会の適正な事務実施についてという通知に基づいて、農業委員会は毎年度活動計画の策定と、その活動計画について農業委員会みずから点検・評価をして、その後、村のホームページ等で掲載して公表することになっております。今回、平成25年度の点検・評価（案）及び平成26年度の目標、事務局のほうで案を作成しておりますので、内容を確認していただいて、承認をいただいた後に、農家の意見等を募集して、その意見を反映したものを再度総会で承認決定していただいて、公表していくという形になるんですが、内容については休憩中、現場調査の移動の間に中身については確認してくださいということで先ほどお願いしてありまして、その中でご意見等があればお願いしたいと思っております。今ここで一つ一つすべて読み上げるということではなくて、何か気になった点があればお願いしたいと思っております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>質問がないようですが進行してよろしいですか。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p>
2番	<p>議案第125号、議案第126号ですが、事務局のほうでしっかり評価案、活動計画が策定されていますので、現状で承認してよろしいかと思いますが、よろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議はございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第125号、議案第126号については、事務局策定のとおりと決定いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして報告第44号と報告第45号について、一括して事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>それでは報告第44号及び第45号について説明いたします。</p> <p>(報告第44号及び報告第45号を朗読する前に以下を説明)</p> <p>市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は4条の届出が3件、5条の届出が3件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>(説明後議案書をもとに朗読)</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。</p> <p>これをもちまして第31回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 16時35分</p> <p>中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">中城村農業委員会会長 新垣 秀 則</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 9番委員 外間 博 則</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 10番委員 與那嶺 正 敏</p>